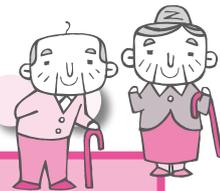


「年金からの保険料等の徴収について」

障害共済年金及び遺族共済年金並びに旧年金（退職年金等）の受給権者であって、一定の要件*に当てはまる方につきましては、平成18年4月から介護保険料、平成20年4月から国民健康保険料および後期高齢者医療保険料がそれぞれ特別徴収（年金から徴収）することとされています。



特別徴収の対象者

『介護保険料』

65歳以上の第一号被保険者であって、年額18万円以上の年金を受給している方

『国民健康保険料』

世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主（擬制世帯主を除く）であって、年額18万円以上の年金を受給している方

ただし、介護保険料と国民健康保険料（税）の合算額が年金受給額の1/2を超える場合は、国民健康保険の特別徴収の対象としません。また、国民健康保険組合の組合員についても特別徴収の対象としません。

長寿（後期高齢者）医療制度

75歳以上（一定の障害があると認定された方は65歳以上）の被保険者のうち、年額18万円以上の年金を受給している方
ただし、介護保険料と長寿医療（後期高齢者医療）制度の保険料の合算額が年金受給額の1/2を超える場合は、長寿医療（後期高齢者医療）の特別徴収の対象としません。

*特別徴収の対象となる年金を複数受給されている方につきましては、国民年金の老齢基礎年金を第一順位とし、その後の順位は次に掲げる年金保険者の順により一つの年金から特別徴収が行われます。

年金保険者の優先順位

- ①社会保険庁 ②国家公務員共済組合連合会 ③農林漁業団体職員共済組合
④日本私立学校振興・共済事業団 ⑤地方公務員共済組合

これらの特別徴収については、市区町村からの依頼により全国市町村職員共済組合連合会が行っているものです。よって、徴収額等についてのお問い合わせはお住まいの市区町村担当課へお願いいたします。

70歳～74歳の方に係る医療費自己負担割合について

70歳～74歳の方に係る医療費の自己負担割合は、現役並み所得者を除き平成20年4月から法令上2割負担とされましたが、政府の凍結策により平成21年3月まで1割負担に据え置く措置が講じられています。この措置が平成22年3月まで更に1年間継続されます。

長寿（後期高齢者）医療制度の改善について 平成21年1月～

○75歳になる月の自己負担限度額について

高額療養費の自己負担限度額は、従前、医療保険ごとに月単位で適用されるため、75歳になる誕生月には、それまで加入していた医療保険と長寿（後期高齢者）医療制度でそれぞれ自己負担限度額まで負担（一般の場合：44,400円+44,400円=88,800円）していましたが、見直しにより他の医療保険から長寿（後期高齢者）医療制度に移行する誕生月（75歳の到達が月の初日の場合は除く）に限り、平成21年1月から各医療保険での自己負担限度額が2分の1（一般の場合：22,200円+22,200円=44,400円）となります。

○自己負担割合について

長寿（後期高齢者）医療制度の自己負担割合は、1割負担ですが現役並み所得者は3割負担とされています。

しかし、判定基準の改正により一部の方については、世帯構成及び収入が変わらないにもかかわらず現役並み所得者と判定されることから、一定の要件に該当する場合は申請により平成21年1月から自己負担割合を従前と同様に1割に軽減されます。

*長寿（後期高齢者）医療制度の内容等については、奈良県後期高齢者医療広域連合または居住地の市町村窓口へお問い合わせ願います。